

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5. 6. 6	R5. 8. 4	品川営業所及び南千住営業所を除く、各自動車営業所及び支所の、組合支部長及び班長の仕雑簿 (令和4年4月1日から令和5年6月6日までのもの)	711	1						1	1							(7条2号及び3号) 氏名欄、業務命令時間、業務実施時間欄から執務場所欄まで及び備考欄中の不開示部分は、特定個人を識別できる情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれ、公にすることで個人の権利利益を害するおそれ及び事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため。	交通局自動車部管理課
2	R5. 6. 8	R5. 8. 7	東京都交通局と京浜急行電鉄株式会社との間で締結している駅共同使用契約書				1				1								(7条3号) 経営方針又は経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	交通局電車部営業課
3	R5. 7. 3	R5. 8. 29	都営バス音声合成の行先コード単位の放送原稿	461	1															交通局自動車部営業課
4	R5. 7. 21	R5. 8. 2	・東京都電車ICカード取扱要領 ・東京都電車旅客運賃及び乗車券取扱要領 ・東京都地下高速電車旅客営業規程第29条に規定する一般用特別補充券乙片 (令和5年5月以降同年7月21日までの間に取得しているもの)	43	1															交通局電車部営業課
5	R5. 7. 21	R5. 8. 2	(1) 東日本旅客鉄道株式会社が定め、東京都交通局が保有する旅客営業取扱基準規程																(1) 当該公文書は、実施機関では保有しておらず、存在しないため。	交通局電車部営業課
6	R5. 7. 21	R5. 8. 2	(2) 東京都地下高速電車旅客営業規程第29条に規定する一般用特別補充券乙片(令和4年4月から令和5年4月までの分)及び入きょう式特別補充券乙片(令和4年4月以降令和5年7月21日までの間に保有しているもの)																(2) 当該公文書は、廃棄し、又は期間中に取得しておらず存在しないため。	交通局電車部営業課
7	R5. 7. 25	R5. 8. 2	北自動車営業所で発生した公務中又は公務外における事故、交通違反に対する所長叱責書(令和2年度及び令和3年度分)				1				1								(7条2号) 被叱責者にとって通常他人に知られたくない情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報であるため。	交通局自動車部管理課
8	R5. 7. 25	R5. 8. 2	東京都交通局各営業所所属職員についての事務管理システム上での「休暇実績の表示」画面(令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)				1				1								(7条2号) 休暇等の表示は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	交通局自動車部管理課
9	R5. 7. 25	R5. 8. 3	北自動車営業所の事故違反に対する懲戒処分の発令通知書				1				1								(7条2号) 特定の職員の身分取扱いに関する情報で、特定の個人を識別することができる情報及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため。	交通局職員部人事課
10	R5. 8. 4	R5. 8. 15	公有財産台帳(土地)	2	1															交通局資産運用部資産活用課
11	R5. 8. 4	R5. 8. 17	北自動車営業所敷地内北寮下にある立体駐車場装置、シャッター等に係る工事代金がわかる文書																実施機関では、対象公文書を保有していないため。	交通局建設工務部建築課
12	R5. 8. 4	R5. 8. 17	(1) 北自動車営業所と東京交通労働組合北支部が取り交わした、北自動車営業所敷地内北寮下の駐車場の管理等を東京交通労働組合北支部のマイカークラブが行うという約束をしたこと及びその内容が分かる文書 (2) 令和4年度の、北自動車営業所敷地内北寮下の駐車場設備のメンテナンス費用が分かる文書 (3) 令和4年度内に東京交通労働組合北支部が東京都交通局に対し、駐車場設備に係る電気代等の費用を負担する旨を申し入れた文書 (4) 令和4年度内の、北自動車営業所敷地内北寮下の駐車場設備に係る電気代又は電気使用量が分かる文書																当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	交通局自動車部管理課

